

# 確認じゃ！2つの給付金。



**平成28年度臨時福祉給付金**  
平成26年4月に実施した消費税引き上げに伴う所得の少ない人への影響を緩和します。



**障害・遺族年金受給者向け給付金**  
一億総活躍社会の実現に向け賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の人を支援します。

## 支給対象者

平成28年度分の住民税が課税されない人

※ただし、住民税において課税者の扶養親族になっている人や、生活保護の受給者である人などは除きます。

## 支給額

1人につき **3,000円**

※支給はどちらの給付金も1回です。 ※両方の支給対象者に該当する人は、2つの給付金を受給できます。

【参考】住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）

(給与所得者)	区分	非課税限度額* (給与収入ベース)
	単身	93万円
	夫婦（配偶者を扶養）	137.8万円
	夫婦子1人（配偶者と子1人を扶養）	168.3万円
夫婦子2人（配偶者と子2人を扶養）	209.9万円	

## 支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している人

※「高齢者向け給付金」（3万円）を受給した人は除きます。

## 支給額

1人につき **30,000円**

(公的年金等受給者)	区分		非課税限度額* (年金収入ベース)
	単身	65歳未満	98万円
		65歳以上	148万円
	夫婦 (配偶者を扶養)	65歳未満	147万円
65歳以上		192.8万円	

\*鯖江市の場合（生活保護基準の級地において非課税限度額は異なります。）

## 申請方法

- 平成28年度臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金を受け取るためには、**市へ申請が必要です。**
- 申請先は、市**社会福祉課**「臨時福祉給付金」窓口です。
- 申請受付期間は、**10月5日（水）～平成29年2月6日（月）**です。
- 申請書は、支給対象者となる可能性のある人に郵送します。（10月初め頃）

Q 基準日の翌日以降に転入した場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

基準日（平成28年1月1日）時点で住民票のある市町村から支給されます。基準日の翌日以降に鯖江市に転入した人は、申請手続きや申請期間について、基準日に住民登録していた市町村までお問い合わせください。

Q 基準日以降に亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

市町村が支給決定するまでの間に亡くなられた人は対象になりません。

Q 高齢者向け（年金生活者等支援）臨時福祉給付金を受給しましたが、今回の給付金の支給対象者になりますか？

障害・遺族年金受給者向け給付金は受給できません。平成28年度臨時福祉給付金については、対象となる可能性がある人に申請書を送付します。



「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を装う  
“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

【問合先】社会福祉課 ☎53-2216